

近江八幡市公告

一般競争入札（総合評価方式）を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年4月3日

近江八幡市長 小 西 理

1. 一般競争入札（総合評価方式）に付する事項

- (1) 工事名 第1号 近江八幡市庁舎整備工事
- (2) 工事場所 近江八幡市桜宮町
- (3) 工期 本契約締結日から令和8年12月31日まで（ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで）

(4) 工事概要

ア 工事目的

庁舎の防災機能強化と市民サービスの充実を図り、職員が効率的に職務に従事できシンプルかつコンパクトな新庁舎を実現させるため、設計施工一括発注方式により一体的に実施し、より効率的な庁舎整備を進める。

イ 工事内容

(ア) 新庁舎（新築）

延床面積：約9,000㎡

階数：地上4階

(イ) 附属棟（新築）

延床面積：約330㎡

階数：平屋建

(ウ) 既存旧庁舎等（解体・撤去、基礎部分を貯留槽に改修）

- ・建替1期庁舎の完成後、既存旧庁舎（約4,500㎡）を解体する。
- ・既存庁舎の杭（新庁舎の風除室にかかる部分）及び旧施設の残置杭は引き抜き撤去する。

(エ) その他外構等 駐輪場（2棟）、おもいやり駐車場（1棟）、植栽地他

- ・基本設計図書参照

(5) 業務概要

近江八幡市庁舎整備工事（以下「本工事」という。）は近江八幡市（以下「本市」という。）が作成した基本設計図書をもとに、受注者が実施設計業務及び施工業務を一括して

行う「設計施工一括発注方式」により実施するものとする。

受注者が行う業務の詳細については、要求水準書等に示すとおりとする。

2. 予定価格 6,100,000,000円（税抜き）

予定価格を上回る提案は失格とする。

3. 最低制限価格 無

4. 落札者決定の方法

(1) 決定方法

落札者は、市役所庁舎の設計及び施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価方式により決定する。

(2) 総合評価の方法

総合評価方式により落札者を決定するにあたり、学識経験を有する者等で構成する近江八幡市庁舎整備工事総合評価技術審査会（以下「審査会」という。）の審議を経るものとする。なお、審査会は地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取を兼ねる。

審査会は、本工事の入札に参加する者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書を資料3「近江八幡市庁舎整備工事入札説明書・落札者決定基準」に基づいて評価し、その結果を本市に報告する。本市は、その結果と別途入札価格により換算した入札価格評価点を合算した総合評価点の最も高い参加者を落札者として決定する。審査会は学識者3人、行政職員2人の計5人で構成されるものとする。

5. 競争参加資格

(1) 参加者の構成に関する要件（共通）

参加者は、新庁舎等の実施設計を行う企業（以下「設計企業」という。）並びに建設工事に関する施工業務を行う企業（以下「建設企業」という。）により構成され、本事業の内容を理解し、技術的能力および実績を有するものとする。

なお、同一の事業者が建設企業と設計企業を兼ねることも可とする。また、代表企業から直接業務の一部を請負うものは協力企業とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年

法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

ウ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)

エ 当該工事の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準(平成 29 年近江八幡市告示第 243 号) に基づく停止措置の期間中でないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。

カ 本工事に係る「近江八幡市庁舎整備基本設計業務委託」の受託者(滋賀県建築設計監理事業協同組合) でないこと及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者」とは、次に該当する者をいう。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

キ 審査会の委員でないこと。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者若しくは 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

ケ 審査会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。

コ 審査会の委員の研究室に所属及び委員が手がける研究に参加又は支援している者でないこと。

(2) 共同企業体については、次の要件を満たすこと。

ア **代表構成員は、建築工事業とする。**ただし、一の企業が複数の業種を兼ねる事は妨げない。

イ 形態は、共同施工方式(甲型)とする。なお、出資比率の最小限度基準は、2 者の場合 30% 以上 3 者の場合 20% 以上とする。ただし、設計企業の出資比率の最小限度基準は求めない。

ウ 参加者の構成員は他の参加者の構成員になることはできない。

- エ 各構成員は協定書を締結するものとする。
- (3) 単独の企業又は共同企業体の代表構成員（**建設企業に係る者**）が満たすべき要件
- ア 令和 5 年度近江八幡市建設工事入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に「建築一式工事」で登録し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を有していること。ただし、登録されていないものは「6. 競争参加資格審査申請」に基づき申請を行い、承認を受けること。
- イ 建設業法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）において「建築一式工事」の総合評定値の評価を受け、経営事項審査において「建築一式工事」の総合評定値（P）が 1500 点以上のもの
- ウ 平成 20 年 4 月以降に工事が完了し、引渡し済んだ、以下の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績があること。
- (ア) 国土交通省告示第 98 号（平成 31 年 1 月 21 日）別添 2 による類型 4（業務施設）で延床面積 5,000 m²以上の新築、増築及び改築工事の実績。（複合施設の場合は、当該用途部分の延べ床面積が 5,000 m²以上の場合に限る。）
- エ 次に掲げる要件を満たす技術者を**統括代理人**として、契約後速やかに選任（非専任でも可）すること。
- (ア) 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有し、平成 20 年 4 月以降に延床面積 5,000 m²以上の建物の建設に関する工事を完了した建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する者
- (イ) 公告日前日において 3 か月以上の直接的な雇用関係を有する者
- (ウ) 統括代理人は、現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。なお、設計管理技術者及び設計主任技術者を兼ねることはできない。
- オ 次に掲げる要件を満たす技術者を**現場代理人**及び**監理技術者**として当該工事期間中専任で配置すること。ただし、現場代理人と監理技術者の兼務は可とする。
- (ア) 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有し、平成 20 年 4 月以降に延床面積 5,000 m²以上の建物の建設に関する工事を完了した建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する者
- (イ) 公告日前日において 3 か月以上の直接的な雇用関係を有する者
- カ 単独で参加する場合は、(4) エ (ア) に掲げる要件を満たす技術者を**管理技術者**として当該工事に配置すること。
- ※各技術者については、技術提案時に審査を行います。

- (4) 共同企業体の構成員（設計企業に係る者）が満たすべき要件
- ア 有資格者名簿に「建築設計監理業務」で登録していること。ただし、登録していないものは、「6. 競争参加資格審査申請」に基づき申請を行い、承認を受けること。
 - イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ウ 平成 2 0 年 4 月以降に業務が完了した、以下の要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体での設計の場合は、代表者として設計実績があること。
 - (ア) 国土交通省告示第 9 8 号（平成 31 年 1 月 21 日）別添 2 による類型 4（業務施設）で延床面積 5,000 m²以上の新築、増築及び改築の基本設計又は実施設計。（複合施設の場合は、当該用途部分の延べ床面積が 5,000 m²以上の場合に限る。）
 - エ 次に掲げる要件を満たす技術者を**管理技術者及び建築設計主任技術者**として設計期間中専任で配置すること。なお、管理技術者は建築設計主任技術者を兼ねることができ。
 - (ア) 管理技術者
 - a 一級建築士の資格を有し、平成 2 0 年 4 月以降に延床面積 5,000 m²以上の建物の建設（新築・増築・改築）に関する実施設計業務を完了した実績を有する者
 - b 公告時前日において常勤で 3 か月以上の直接的な雇用関係を有する者
 - (イ) 建築設計主任技術者
 - a 一級建築士の資格を有すること
 - b 公告日前日において 3 か月以上の直接的な雇用関係を有する者
 - c 令和 5 年 4 月 1 日において、7 年以上の実務経験を有する者
- (5) 共同企業体の構成員（設計企業以外）が満たすべき要件
- ア 有資格者名簿に「建築一式工事」又は「電気設備工事」若しくは「給排水冷暖房工事」で登録し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく特定建設業の許可を有していること。

ただし、登録されていないものは「6. 競争参加資格審査申請」に基づき申請を行い、承認を受けること。
 - イ 滋賀県内に本店を有する者は、経営事項審査において「建築一式工事」又は「電気工事」若しくは「管工事」の総合評定値の評価を受け、総合評定値（P）が 1,000 点以上のもの
 - ウ 滋賀県外に本店を有する者は、経営事項審査において「建築一式工事」又は「電気工事」若しくは「管工事」総合評定値の評価を受け、総合評価値（P）が 1,300 点以上のもの

6. 競争参加資格審査申請

当該工事の入札参加希望者のうち、有資格者名簿に登録されていないものは、次のとおり申請すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵便等による方法
- (2) 提出書類 第1号 近江八幡市庁舎整備工事に係る建設工事競争参加資格審査申請書又は第1号 近江八幡市庁舎整備工事に係る測量、建設コンサルタント等競争参加資格審査申請書
必要書類については、別紙提出要項参照のこと。
- (3) 提出日時 令和5年4月25日(火)午後5時まで(必着)
- (4) 提出先 〒523-8501
滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市総務部管財契約課 宛
- (5) その他
ア 競争参加資格審査申請書受領時にFAXにて受領書を発行するが、当該受領書は、申請書の内容を確認したものではない。
イ 受付後、入札に参加する為の参加資格を審査し、参加資格を有すると認めたものを入札参加対象者とし、令和5年4月28日(金)までに通知する。
ウ 上記イで認めた競争参加資格については、当該入札のみ有効とする。

※提出書類を郵送等で送付する場合は、封筒に、「**第1号近江八幡市庁舎整備工事競争参加資格審査申請書**在中」と朱書きすること。

7. 参加資格の確認等

入札参加者は必ず入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について、必要書類を添付し次のとおり提出すること。提出方法は持参のみとし、郵送又は電送での提出は受けない。受付期間中に提出されない場合は、入札に参加できない。

- (1) 受付期間及び受付場所等
ア 受付期間 令和5年5月9日(火)から令和5年5月10日(水)まで
各日ともに午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 近江八幡市総務部管財契約課(直接持参のみ)
ウ 提出書類等
(ア) 代表構成員用及び構成員用の入札参加資格確認申請書(様式1)
(イ) 誓約書(様式2)
(ウ) 構成員それぞれの最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
(エ) 建設企業及び設計企業の実績が分かる資料

- (オ) 統括代理人及び管理技術者の実績が分かる資料
(配置予定技術者の資格及び雇用関係を確認できる資料含)
- (カ) 共同企業体協定書 (写)
- (2) 申請書受付時に受領書を発行しますが、申請書等の内容を確認したものではありません。
- (3) 入札に参加する者に必要な参加資格を審査し、参加資格を有すると認めた者を入札参加対象者とし、確認結果を令和5年5月15日(月)までに通知する。
- (4) 入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当することになった場合は、改めてその旨を通知する。
 - ア この入札に参加する資格を欠くこととなったとき。
 - イ その他この入札に参加させることが不相当と市長が認めたとき。
- (5) その他
 - ア 申請書等は、資料4様式集の様式1「入札参加資格確認申請書」により作成すること。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、競争参加資格の審査のみに使用する。
 - エ 提出された申請書等は、返却しない。
 - オ 提出期限以降の申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

8. 入札に関する事項

- (1) 入札書等の提出
 - 提出書類 次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。
 - ア 技術提案書(様式6～6-13)・・・8部(正1部、副7部)
 - イ 入札書(様式5)・・・1部
 - 封筒には、「第1号 近江八幡市庁舎整備工事入札書在中」と朱書きのうえ封印すること。
 - ウ 工事費内訳書(様式5-1号)・・・1部
 - 封筒には、「第1号 近江八幡市庁舎整備工事内訳書在中」と朱書きのうえ封印すること。
- (2) 提出日時 令和5年7月20日(木)から令和5年7月21日(金)まで
各日ともに 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
〒523-8501
近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市総務部管財契約課
- (4) 入札書の開札

入札書は、次のとおり総合評価実施の際に開札する。

ア 日 時：令和5年8月上旬（期日は後日決定）

技術審査終了後

イ 場 所：近江八幡市庁舎内

(5) 入札の辞退

入札書等を提出した後は、入札を辞退することができない。

(6) 入札の無効

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

ウ 入札心得に示す条項に違反した入札は、無効とする。

(7) その他

ア 入札書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 提出された入札書等は返却しない。

ウ 提出期限以降の入札書等の差し替え及び再提出は認めない。

9. 結果の公表

結果については近江八幡市管財契約課ホームページにおいて公表し、落札者には落札決定通知書を送付する。

10. 設計図書等の入手

要求水準書等を次の通り縦覧に供する。資料一式とそれぞれの縦覧場所、縦覧期間は次の表の通りとする。

本市から電子データを支給する資料について、支給を希望する者は、事前に市庁舎整備推進室に連絡のこと。

※貸出した、CD-R等については、技術提案書の提出期限（令和5年7月21日（金））までに返却のこと。

資料番号	資料名	縦覧場所	縦覧期間
資料1	近江八幡市庁舎整備工事入札公告	近江八幡市ホームページ	公告の日から開札日まで
資料2	近江八幡市庁舎整備工事要		

	求水準書		
資料 3	近江八幡市庁舎整備工事入札説明書・落札者決定基準		
資料 4	近江八幡市庁舎整備工事様式集		
資料 5	近江八幡市庁舎整備工事契約書（案）	市からの電子データの支給：近江八幡市総合政策部市庁舎整備推進室（近江八幡市役所）	公告の翌日から令和5年5月10日まで（午前9時から午後5時まで、閉庁日を除く。）
資料 6	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【計画概要等】		
資料 7	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【建築計画】		
資料 8	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【構造計画】		
資料 9	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【電気設備計画】		
資料 10	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【機械設備計画】		
資料 11	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【外構計画】		
資料 12	近江八幡市庁舎整備基本設計説明書【仮設計画】		
資料 13	議会等会議システム導入仕様書		
その他	基本設計図 1 一式		

1 1. 議会の議決の要否 要

1 2. 入札保証金 免除

1 3. 契約保証金 契約金額の 10/100 以上

1 4. 前金払い 有

15. 部分払い 有

16. かし担保 引渡日から2年

17. その他

- (1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加資格確認申請書及び技術提案書の取扱い
- ア 参加者より本市に提出された書類は、返却しない。
- イ 提出された書類の著作権は、双方に帰属する。また、提出された提案書類は受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本市が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しないこと。
- ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うこと。
- エ 提出された書類に虚偽の記載をした場合においては、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 記載内容の変更の取扱い
- ア 入札参加資格確認申請書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、入札参加資格確認申請書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
- イ 技術提案書において提案した統括代理人は、原則として本業務が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡又は退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。
- ウ 技術提案書において、提案した統括代理人以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。
- (4) 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。
- (5) 技術提案書の履行
- 受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本業

務に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く。) また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は本市に対し違約金を支払うものとする。違約金の対象となる技術提案は、落札者決定基準による。ただし、本市と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。なお、技術提案書の提案事項を達成する意思が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損賠賠償の請求を行うことがある。

- (6) 本工事の履行にあたって工事用資材を購入する場合には、できる限り市内業者から購入すること。
- (7) 本工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮すること。
- (8) 市は、落札者より提出された技術提案書の内容を、市民への説明のためにその一部又は全部を公開する可能性がある。
- (9) 本入札は、近江八幡市一般競争入札における1者入札の取扱要領（平成31年近江八幡市告示第47号）の対象となる入札である。ただし、入札参加資格確認申請（令和5年5月10日時点）において、入札参加資格を有するものが2者以上無い場合は入札を中止する。
- (10) 本要領で示している手続きの方法やスケジュールについては、不測の事態等により変更になる可能性がある。変更等がある場合はホームページ等で公開する。
- (11) 令和5年度の支払いは、前金払いを含め行わない。
- (12) この業務の契約については、議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
また、落札者の決定後、この契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。
 - ア 5. 競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
 - イ 近江八幡市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けたとき。

18. 入札に関する問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課 TEL 0748-36-5557